

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

センターの業務の紹介などをしていきます。ご一読いただければ幸いです。

令和7年度 第1回 被疑者等支援ネットワーク会議を行いました。(2025/08/28)

地域生活定着支援センターの主な業務には、矯正施設(刑務所など)を出るときの支援「コーディネート業務」、出所してから地域での生活が安定するまでの支援「フォローアップ業務」、被疑者・被告人段階の支援「被疑者等支援業務」、本人や家族、福祉事業所からの相談を受ける「相談支援業務」があります。

支援の対象となるのは、高齢者(概ね65歳以上)や障がい者で、帰るあてや頼る人がなく、地域社会で安心して暮らすためには福祉サービスの受給が必要であり、定着支援センターの支援を受けたいと希望している方です。

「被疑者等支援業務」は、犯罪をして逮捕され身柄を拘束されたが「起訴されなかった方」や、裁判にかけられたが罰金刑や執行猶予で「釈放された方」で、保護観察所に「更生緊急保護」を申し出る方のうち、定着支援センターの支援対象となる方の支援を、「身柄拘束された被疑者・被告人段階のうちから開始する」ものです。刑務所には入りませんが、定着支援センターの支援内容に変わりはありません。

また、被疑者等支援業務の要件には当てはまらなくとも、被疑者・被告人段階の方の支援については、検察庁や保護観察所からの問い合わせや相談をうけて、相談支援のうちの「入口支援」として対応をしています。



被疑者等支援業務に関わる他機関との連携ネットワークの構築及び継続のため、当県では保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。令和7年8月28日に、令和7年度第1回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

今回の会議では、令和7年度の新規ケース及び6年度から継続支援しているケースの事例を紹介し、「身柄拘束されていた方が釈放され、住まいに落ち着いたら終了」ではなく、社会に戻ってからも支援が続くことや、釈放後支援の依頼があった際、定着支援センターより「被疑者等支援業務に該当するのではないか」と申し出て、当業務の該当となったケースがあつたこと等を報告しました。

加えて、令和7年度前半までの当県及び北海道・東北ブロック他道県の、被疑者等支援業務及び入口支援の実施状況と、連携した関連機関等の紹介も行いました。北海道や宮城など人口が多く規模が大きい道県は被疑者等支援の件数が挙がっているのですが、当県含め他の県は地域特性(持ち家率が高く、家族と同居の場合も多くて、被疑者等支援の要件に該当しにくい)もあり、少ないあるいは件数が挙がっていましたが、地検担当の異動で社会復帰調整に力を入れる方になつたら依頼件数が増えたという報告もありました。行政や弁護士、検察庁や保護観察所への説明や働きかけを続け、互いの連

携を大切にし、件数(つまり、支援が必要な人が、支援を受けることができた人数)を増やしていきたいと考えています。

もちろん、被疑者等支援の件数を増やすことだけが目的ではありません。被疑者・被告人段階の入口支援は、当県はじめ各道県でも行われています。在宅起訴の方など、被疑者等支援業務の要件に厳密には当てはまらないとも、入口支援として対応できる場合もあることや、対象者が「福祉の支援が必要な方ではないか」と気づいたら、互いに連絡を取り合い、早い時期から情報共有していきたい旨などを、お話ししました。

また、出席者からも事例の紹介と、質問がありました。

事例は、高齢者だが自宅も多額の預金もあって、私選弁護人が迎えに来たので家に帰したが、警察と包括に見守りをお願いしたというケースと、精神疾患がありそうだが完全黙秘で家族は受け入れ拒否、本人の意思確認はできないし釈放しても帰らないので困ったというケースです。いずれも、福祉の支援が必要と思われるけれども、本人が望まなければ無理強いはできない。再犯しなければよいが…と思っている、とのことでした。

検察庁や保護観察所で独自調整を行うことがあるのかという質問には、状況によっては検察庁が認知症検査を受けさせたり、自治体や地域包括に直接依頼したり、保護観察所が更生保護施設への入所調整を行うとの回答がありました。独自調整と定着への依頼の判断基準は明確ではないとのことで、今後一層の相互理解と連携、そのために遠慮なく相談する、等々と、活発な協議が行われました。

当センターからも、「被疑者等支援」を始めとした定着支援センターの支援は、独立したものではなく、重層支援、生活困窮者の支援、高齢者の支援、障害者の支援と重なっていること、「刑務所を出た方」、「犯罪をした方」ではあっても、「生きづらさを抱え、福祉の支援が必要な方」であることに変わりはないことを、改めて確認しました。そして、支援対象者に「気づく」ことの大切さと、定着支援センターの支援は釈放後も続していくこと、支援対象者には多くの関係機関が関わっていることを心に留めてほしい旨を申し上げて、会議を終了しました。

(被疑者等支援業務の流れ)

